



### 被扶養者の収入を見直しましょう

みなさん、年末調整の書類は無事提出できましたでしょうか？  
収入のある親族を被扶養者とするため、夏に冬に給与所得証明書などの取得に苦労しますね。  
ですが、これがきちんとできていないと、過去にさかのぼって手当や医療費の返納、税金のペナルティなどを支払う必要が生じてしまう可能性もあるのです。  
うっかり基準の給与収入額を超えてしまわないように扶養の種類やその認定基準についてもう一度、**被扶養者**と確認し合ってみましょう。

	税法上の扶養	扶養手当の扶養	共済組合の扶養
金額	給与収入 103 万円以下 (公的年金受給 65 歳以上 158 万円以下 65 歳未満 108 万円以下)	収入 130 万円未満  ただし・・・※	収入 130 万円未満 (障害年金受給者または 60 歳以上の年金受 給者は 180 万円未満)  ただし・・・※
対象	遺族年金、失業給付金等課税所得は 含めない	一時的所得(退職手当等)以外の全ての収入	
期間	1月1日～12月31日	向こう1年間 ただし・・・※	向こう1年間 ただし・・・※

※3ヶ月の平均月収が10万8,333円を超えた場合、  
認定を取り消さなければなりません！！



ボーナスも12で割って、それ以降の月収に加算するんだよ。  
複雑だから、変動があったらこまめに事務職員に連絡をしてね

### 情報管理を見直しましょう

本年度、第5支部では、いくつかの学校がICT委員会の訪問を受けています。  
今一度、学校の情報機器等の管理状況を見つめ直してみましょう。

- インターネットに繋がっているPCに生徒の写真は保存されていない
- USBメモリー、デジタルカメラの貸出状況が貸出簿に記入されている
- リース品の点検を定期的に行っている
- 個人情報が含まれるファイルにはパスワードをかけている



## 12月10日はボーナス支給日です♪

年に2回の嬉しい季節がやってきました。なにかと物入りの年末年始にありがたい手当ですね。今回の支給月数は改定もなく、【期末手当】1.375月 【勤勉手当】0.675月です。ところで皆さんご存じですか？

ひとくちに支給月数と言っても、期末手当と勤勉手当では、基礎額が違います。

実は期末手当には『扶養手当』が基礎額の算定に含まれています。

これは、勤勉手当が【職員の勤務成績に応じて支給される能率給的性格】を持つのに対して、期末手当が【盆や暮れに一時的に増加する生計費を補うために支給される生活給的性格】を持っているからですね。



## 1月1日は昇給日です♪

年に1回の嬉しい季節がやってきます。

みなさんは自分の給料号給がどのように昇給しているかご存じですか？

昇給にはいろいろな加算と抑制がありますが、今回は県費中小教給料表適用者の昇給の一部を紹介します。

\*昇給号数が抑制されない全職員に該当します。

該 当 条 件	昇給号数
職名に関わらず、年度末年齢が56歳以上の職員	2号
校長・教頭	3号
上記以外の職員	4号

※前年の昇給日以降、新たに職員となった者等は、その日から昇給日の前日までの期間の月数に応じた号給数となります。

\*下の条件に該当する場合は、上記基礎昇給に加算されます。

区 分	該 当 条 件	昇給号数
1	昇給前の号給、またはこれに加算2の号数を加算した号給が、次の号給である場合 《2級の67～70号給、83～86号給、107～110号給》	+4号
2	主任経験があり、直前4月1日現在の大卒換算経験年数が、9年、14年、23年（短大卒の場合は+2年）である場合	(9年) +4号 (14年) +3号 (23年) +1号
3	校長、教頭に昇任した場合	+4号
	昨年4月1日現在で新規採用後3年経過した場合	+2号

※加算が重複する場合、一部については翌年に持ち越されることがあります。

※上記加算は、昇給加算の一部です。他にもへき地優遇や新規採用の調整等があります。

※この制度は本年度に適用されるものであり、次年度には改訂の計画があります。

